

◇八代市における建築物の日影制限について

法56条の2、市条例27条

地域	対象建築物	平均地盤面からの高さ(m)	日影制限時間	
			5m<敷地境界線からの水平距離≤10m	敷地境界線からの水平距離<10m
第一種低層住居専用地域	軒高>7m 又は 地上階数≥3	1.5	4時間	2.5時間
第二種低層住居専用地域 ※八代市内にはない				
田園住居地域 ※八代市内にはない				
第一種中高層住居専用地域	建築物高さ>10m	4.0	4時間	2.5時間
第二種中高層住居専用地域				
第一種住居地域			5時間	3時間
第二種住居地域				
準住居地域				
近隣商業地域	/	/	/	/
商業地域				
準工業地域				
工業地域				
工場専用地域				
無指定地域				

各詳細については、建築基準法をご確認ください